

ビタミンM No.130

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2023年1月号)

<今月のトピックス>

- ・賃金のデジタル払いが可能に
- ・介護休暇と介護休業、何が違う？

賃金のデジタル払いが可能に

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

2022年11月28日、労働基準法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。これにより、使用者が労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払(いわゆる賃金のデジタル払い)が可能になります。(2023年4月1日施行)

賃金デジタル払いが可能になるまでの流れ

- (1) 2023年4月1日以降、資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請を行う。
- (2) 厚生労働省で審査を行い、基準を満たしている場合にはその事業者を指定する。(審査には数か月かかる見込)
- (3) 各事業場で、賃金デジタル払いを行う場合には労使協定を締結する。
- (4) 労働者は賃金デジタル払いの留意事項の説明を聞き理解した上で、賃金デジタル払いを希望する場合には、使用者に同意書を提出する。同意書記載の支払開始希望時期以降、資金移動業者の口座で賃金を受け取ることができる。



労使協定の締結

事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、ない場合は労働者の過半数を代表する者と、賃金デジタル払いの対象となる労働者の範囲や取扱指定資金移動業者の範囲等を記載した労使協定を締結する必要があります。

賃金受取の選択

賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。労働者が希望しない場合は賃金のデジタル払いを選択する必要はなく、これまでどおり銀行口座等で賃金を受け取ることができます。また、使用者は希望しない労働者に強制してはいけません。賃金の一部を資金移動業者口座で受け取り、残りを銀行口座等で受け取ることも可能です。

介護休暇と介護休業、何が違う？



	介護休暇	介護休業
① 介護休暇と介護休業、何が違うのでしょうか。	利用可能な労働者 ・対象家族を介護する労働者(日々雇用者は除く)	・対象家族を介護する労働者(日々雇用者は除く) (有期契約労働者は、取得予定日から起算して、93日を経過する日から6か月を経過する日までに契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと)
② 違いについては右の表をご覧ください。	労使協定で対象外にできる労働者 ・入社6か月未満の労働者 ・週の所定労働日数が2日以下の労働者	・入社1年未満の労働者 ・93日以内に雇用関係が終了する労働者 ・週の所定労働日数が2日以下の労働者
③ 別居の兄弟を介護したいと言われましたが、対象になりますか。	取得できる日数等 ・対象家族が1人の場合は、年5日まで ・対象家族が2人以上の場合は、年10日まで ・1日または時間単位で取得可能	・対象家族1人につき3回まで、通算93日まで
④ 対象家族は、介護休暇・介護休業ともに「配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫」です。同居でなくても取得可能です。	申出方法 ・書面の提出に限定されず、口頭での申出可	・休業開始予定日の2週間前までに、書面等により事業主に申出
⑤ 子の看護休暇を全て利用してしまった為、介護休暇を利用したいと言われましたが、許可していいものなのでしょうか。	雇用保険の給付金 ・なし	・条件を満たせば受給可能
⑥ この制度は、労働者が要介護状態(負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)にある対象家族を介護するための休暇・休業の制度です。「要介護状態」について、乳幼児の通常の成育過程において日常生活に必要な便宜を供与する必要がある場合についてはこれに該当しません。なお、介護休暇を取得した日や時間について、給与を支払う義務はなく、就業規則等で定めることとなります。		

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心がけておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点の内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kor@nkg.co.jp」に「**事業所名・お名前・メール配信希望**」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193
FAX:06-6862-4662
Mail: kor@nkg.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日:2022.12.19

NK-GROUP
イラスト協力:WANPUG